

静岡県臨床検査精度管理調査事業規程

令和2年3月11日制定

(目的)

第1条 この規程は、静岡県健康福祉部からの委託事業である静岡県臨床検査精度管理調査の実施に関し、一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会（以下「この法人」という。）定款第4条に基づき、精度管理の推進や啓発普及に関する事業を推進し、臨床検査の質の向上に寄与することを目的として定める。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 静岡県臨床検査精度管理調査の実施に関すること。
- 二 静岡県臨床検査精度管理調査に基づく解析に関すること。
- 三 精度管理の啓発に関すること。
- 四 その他目的達成のための事業に関すること。

(事業の定義)

第3条 この規程でいう静岡県臨床検査精度管理調査事業とは、静岡県健康福祉部からの委託事業要件を満たし、検査データの精度管理調査事業を通じて、定款第3条に示す検査技師の職能意識を高めることにより、県民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする総合的データ保障事業をいう。

(事業の企画と報告)

第4条 静岡県臨床検査精度管理調査の企画にあたっては、その内容、試料の作製仕様、評価方法などを静岡県臨床検査精度管理委員会にて協議し決定するものとする。

2 この事業報告は、精度管理調査報告書の作成ならびに会計報告をもってこれにかえるものとする。

(精度管理委員会)

第5条 第1条の目的を達成するために静岡県臨床検査精度管理委員会を設置する。

2 委員会は、この法人の役員若干名と精度管理調査ワーキンググループの代表、医師会役員により構成し、オブザーバーとして静岡県健康福祉部の若干名が参加する。

3 委員会は、委員長が必要と認めるとき開催し、運営は組織運営規程による。

4 委員長は、臨床検査全般特に精度管理および標準化に関して相当の経験を有する県内医師の中から、静岡県臨床衛生検査技師会会長が委嘱する。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会は、必要に応じて実務を担当する精度管理調査ワーキンググループ（以下「WG」という）を設置することができる。

2 WGは、臨床検査全般特に精度管理および標準化に関して相当の経験を有するこの法人の会員により構成し、必ずしもこの法人の役員が加わる必要はないものとする。

3 WGの代表は、各部門のメンバーによる互選とする。

4 WGの種類は、以下の通りとする。なお、事業に対する要望の変化等によりWGを増設する場合は、理事会にて協議する。

(1) 臨床化学・免疫血清WG

(2) 血液WG

(3) 微生物WG

(4) 輸血WG

(5) 病理WG

(WG委員)

第7条 WG委員は、支部会、学術部委員等の推薦を経て学術部門長が選考し、理事会において選任する。

2 WG委員は、おのおの数名～10名程度とする。

3 WG委員の選考基準は、臨床検査全般特に精度管理および標準化に関して相当の経験を有し、次の各

号の2つ以上を満たしていることが望ましい。

- 一 日臨技生涯教育研修制度を修了していること。
- 二 この法人における学術部門員の経験を有すること。
- 三 臨床検査業務に5年以上の経験を有すること。
- 4 WG委員の任期は、2年とするが再選は妨げない。
- 5 再選の場合は、特別の事由がないかぎり4期8年を限度とする。特別な事由がある場合は、書面をもって延長を申し入れることができる。
- 6 WG委員の改選にあたっては、その業務の停滞を避けるうえからも全員の改選は行わないものとする。
- 7 欠員のため補選された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(WGの会議)

第8条 WGは、円滑な運営を行い静岡県臨床検査精度管理調査事業の推進のため委員会と連絡を密にするよう努めなければならない。

- 2 その会議の開催要請は、WGの代表が必要と認めるとき開催する。
- 3 会議の報告は、議事録によるものとする。

(行動費、旅費、諸謝金)

第9条 委員会委員およびWG委員への行動費、旅費の金額および支払方法等については、この法人の規定に従う。

- 2 委員長ならびに医師会役員については、1日あたりの行動費を10,000円とする。
- 3 校閲助言医師等の協力者に対する諸謝金は、この法人の学術部門運営規程施行細則に従う。

(個人情報保護)

第10条 委員会委員およびWG委員は、日臨技個人情報保護ガイドラインに則り、個人情報の保護に努めなくてはならない。

(安全対策の措置)

第11条 委員会委員およびWG委員は、日臨技医療安全ガイドラインに則り、試料取扱い等の安全対策を講じなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、この法人の理事会で決定する。

- 2 精度管理調査に採用された写真等の著作権は、この法人に帰属するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。